

改定の趣旨

少子化の進行や多様化する保育ニーズに対応するとともに、公立・民間の役割を明確にししながら、より柔軟かつ、効率的・効果的な対応が可能な保育環境の整備を図るため、改定するもの

社会環境の変化等

- ・少子化の進行による、就学前児童数が減少
- ・就労形態の多様化などに伴う、保育ニーズの多様化
- ・障害（傾向）児が増加しているなか、こどもの発達に応じた適切な保育
- ・核家族化や都市化の進行などによる家庭や地域の養育力の低下
- ・計画的な供給体制の整備による、待機児童の減少
- ・公立保育園の施設の老朽化の進行や、施設整備交付金の採択が困難な状況
- ・国における幼稚園、保育園双方の機能を併せ持つ総合施設の検討
- ・公立保育園運営費の一般財源化や指定管理者制度の導入

課題の整理

- ・少子化に対応した保育の供給体制の整備
⇒ 現有の保育資源（保育所、幼稚園）の活用
- ・多様化する保育ニーズへ対応したサービスの実施
⇒ 保育サービスの効率・効果的な供給体制の整備
- ・公立保育園の役割の再構築・環境整備
⇒ 公立保育園の役割を踏まえた保育環境の整備
- ・公立保育園の民営化、統廃合の円滑・着実な推進
⇒ 老朽化に対応した効率・効果的な運営手法の選択

対応の方向性

見直しの基本的考え方

- ・現有の保育資源（保育園、幼稚園）を有効活用する。
- ・公立保育園の老朽化に対応する。
- ・総合施設の整備を見据える。
- ・民間参入が容易となる手法等を考慮する。
- ・公立・民間保育園の役割や、公立の拠点施設としての位置づけを明確化する。
- ・保育需要・配置バランスを考慮する。

保育園の整備方針

- ・新設保育園 ⇒ 新設保育園の整備については、民間活力を積極的に導入し、整備
- ・民営化 ⇒ 公立保育園の役割を踏まえ、適正配置等を考慮しながら、民間に委ねる施設については、民間の機動性・効率性が発揮できるよう誘導
- ・適正配置 ⇒ 幼稚園を含めた保育園の配置バランスを考慮
- ・総合施設 ⇒ 保育需要・地域バランス等について、関係機関と協議し、民間誘導
- ・保育需要への対応 ⇒ 当面、既存施設での定数増や認可定数の弾力的運用

計画期間

将来の保育需要を見据え、中長期的な視点で、効率的・効果的な供給体制を整備する必要があることから、平成18年度から10年間程度を見据えた方針とする。

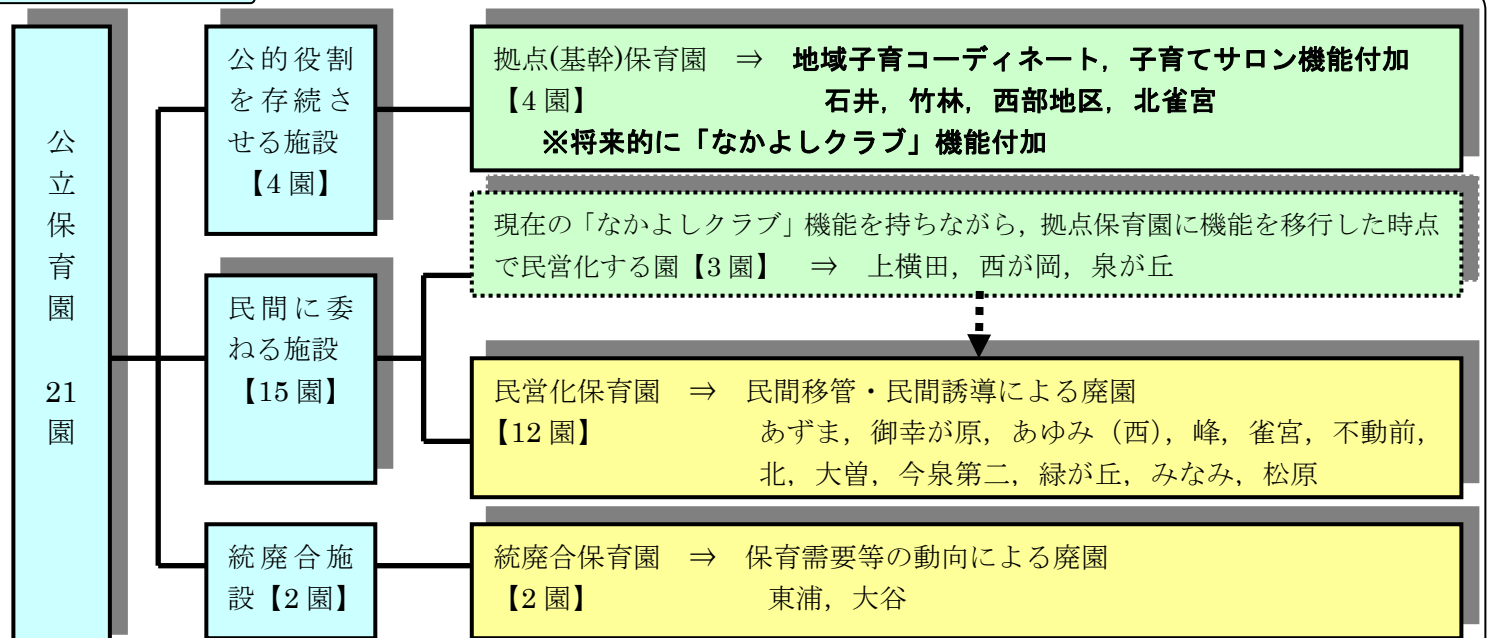
公立保育園の整備方針

公立保育園の役割

行政の一機関として、**地域における子育てに関するコーディネート機能**を新たに付加し、より地域の実情にあったきめ細やかな各種保育施策を推進するための拠点施設としての役割を担う。

- 子育て支援事業の地域の拠点となる施設機能を整備
⇒ 子育てサロン、なかよしクラブ
・在家庭の親子の子育て支援、障害（傾向）児を持つ在家庭の親子の個別的支援
- 地域内の全保育園に対する専門研修などの企画及び実施
・保育の質の向上（公開保育の実施など）、地域における人材育成
- 養育上の特別な問題を抱える家庭（保護者及び乳幼児）への支援
・児童虐待に対するケア（被虐待児の保護・ケア、保護者のケア）、医療的ケア、生活弱者（知的障害者等）などへの支援
- 緊急一時的な保育への対応
・虐待、養育困難児童の緊急一時保護的保育、災害時等における緊急保育

施設整備の方向



※ 健常児と障害(傾向児)を持つ親同士・子ども同士の自然な交流ができるまでの間、当面7園で保育を実施する。

民営化の推進に向けて

- ・受託者の機動性・効率性が発揮しやすい運営を可能とするため、「民間移管」及び「民間誘導」による民営化を基本とし、各施設要件等に応じた手法により計画的に実施する。
- ・ **民営化・統廃合に位置づけた園については、事前に園名を公表する。（民営化のうち、18年度～22年度に実施する園については実施時期も合わせて公表）**
- ・ **民営化にあたっては、各施設要件等に応じた手法・方式により計画的に実施し、運営形態は民設民営を基本とする。**

具体的計画

計画期間中の整備計画

民間事業者の動向などにより、事業計画の変更が想定されることから、計画期間を前期（平成18年度～平成22年度）、後期（平成23年度～平成27年度）に分け、事業を計画的に推進する。
（但し、社会環境の変化や民間事業者の意向など民営化の進捗状況により、計画の見直しを行う。）